

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人杉村進、同田口哲朗連名の上告趣意第一点は憲法三一条違反をいうが、実質は事実誤認、単なる法令違反の主張であり、同第二点は事案を異にして本件に適切でない判例を引用する判例違反の主張であり、同第三点は、量刑不当の主張であつて、すべて適法な上告理由にあたらない。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五〇年七月一七日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	下	田	武	三
裁判官	藤	林	益	三
裁判官	岸		盛	一
裁判官	岸	上	康	夫
裁判官	団	藤	重	光